

有効期間満了日 平成42年3月31日

熊交規第69号

平成31年1月24日

「交通規制基準」の改正について（通達）

交通規制を実施する場合の標準については、「交通規制基準」の一部改正について（通達）（平成26年8月22日付け熊交規第440号）により示しているところであるが、平成30年12月14日に道路交標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成30年内閣府令・国土交通省令第5号）が公布・施行され、さらに、警察庁において法定外表示等の設置に関して内容の見直しを行ったことに伴い、「交通規制基準」の修正が行われた。

各所属においては、今後、別添「交通規制基準」に準拠して交通規制を実施されたい。
なお、前通達は廃止する。

※ 別添（略）